邑楽町パブリックコメント募集案件公表書

件名	邑楽町農業後継者育成条例の廃止
実施担当課・係	農業振興課・農政係 電話番号 0276-47-5027
意見募集の趣旨	邑楽町農業後継者育成条例は、昭和48年に施行されて以来、改正等も行われていない。また、当該条例に基づき実施されている事業等も何年にもわたり、無い状態である。現在の国、県及び町の補助事業等の方針は、後継者に限らず、広く青年就農者を対象とするものになっており、青年就農者を対象とした事業については、事業ごとに要綱等を規定し行っている。これらのことから当該条例を廃止するに当たり、意見を募集する。
公表資料	邑楽町農業後継者育成条例
意見募集の方法	 ■意見の募集期間令和2年1月7日(火)~令和2年1月31日(金) ■意見を提出できる者 町内に住所を有する者 町内に事務所又は事業所を有する個人、法人又は団体 町内の事務所又は事業所に勤務する者 パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する者 ■意見の提出方法 郵送の場合:〒370-0692 邑楽町役場農業振興課・農政係宛 ファクシミリの場合:0276-88-3247 電子メールの場合:industrial@swan.town.ora.gunma.jp・直接持参の場合:上記郵送先まで ■意見及び町の考え方の公表予定時期令和2年2月頃
実施 責任者	農業振興課長
備 考	・資料の公表は、実施担当課、町ホームページで行います。 ・提出された意見は、類似の意見等とこれに対する考え方を 取りまとめたうえ、実施担当課・町ホームページでお知らせ します。なお、意見提出者の氏名等は公表しません。 ・意見に対する個別の回答は行いません。